

請 願

平成28年3月須賀川市議会定例会

請願番号	受 理 年月日	請 願 名	請 願 者	紹介議員	資 料 ページ
請願第1号	H28. 2. 15	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について	須賀川市 	大倉雅志	1~24
			日本労働組合総連合会 福島県連合会須賀川地区連合 議長 鈴木重一		
請願第2号	H28. 2. 15	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の請願について	須賀川市 	大河内和彦	25~32
			日本労働組合総連合会 福島県連合会須賀川地区連合 議長 鈴木重一		
請願第3号	H28. 2. 15	TPP協定を国会で批准しないことを求める請願	岩瀬郡鏡石町 	丸本由美子	33~34
			須賀川地方農民連 会長 丹治実		
請願第4号	H28. 2. 17	安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書の提出について	須賀川市 	丸本由美子	35~36
			新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子		

請 願 書

請願 第 1 号
平成28年2月15日受理

2016年 2月15日

須賀川市議会

議 長 広瀬 吉彦 殿

住 所 福島県須賀川市

氏 名 日本労働組合総連合会福島県連合会須賀川地区連合

議 長 鈴木 重一

紹介議員

大倉 雅志

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

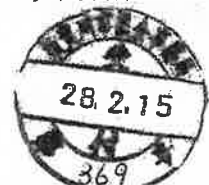
この最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに、2010年に合意に至った、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」こととされています。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却をはかり持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。また、来年4月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金額の引き上げが必要となります。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事となります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で705円となっておりますが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は2007年からの8年間全国水準で31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂けますよう、お願い致します。

1. 福島県最低賃金については、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図る。
2. 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図る。
3. 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
4. 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。



福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに、2010年に合意に至った、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」こととされています。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却をはかり持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。また、来年4月に予定されている消費税率の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金額の引き上げが必要となります。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事となります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で705円となっておりますが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は2007年からの8年間全国水準で31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

よって、本市議会は福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望します。

1. 福島県最低賃金については、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図る。
2. 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図る。
3. 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
4. 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年 月 日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
福島県労働局長

須賀川市議会
議長 広瀬吉彦

意見書提出先の氏名と住所

最低賃金引き上げ早期発効を求める意見書

提出先	氏名	住所	
衆議院議長	大島 理森 殿		
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿	〒100-8914 東京都千代田区永田 1-6-1	内閣府
厚生労働大臣	塩崎 恭久 殿	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館	厚生労働省
福島県労働局長	引地 睦夫 殿	〒960-8021 福島市霞町 1-4 6 福島合同庁舎 5 階	福島労働局



2015年度地域別最低賃金額改正状況

ラン ク	都道府 県名	2014年度 最低賃金額 時間額	2015年度改定 最低賃金額		2015年度決定状況					指定 発	発効日	
			時間額	引上げ額	率	専門部会 決定日	6条 5項	採決	審議会 結審日			採決
A	東京	888	907	19	2.14%	8月4日		☆	8月5日	☆		10月1日
	神奈川	887	905	18	2.03%	8月21日		▲	8月21日	▲		10月18日
	大阪	838	858	20	2.39%	8月5日	有	○	—	—		10月1日
	愛知	800	820	20	2.50%	8月4日		○	8月5日	○	指	10月1日
	千葉	798	817	19	2.38%	8月4日		○	8月5日	○	指	10月1日
B	埼玉	802	820	18	2.24%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日
	京都	789	807	18	2.28%	8月7日		○	8月11日	○		10月7日
	兵庫	776	794	18	2.32%	8月5日	有	○	—	—		10月1日
	静岡	765	783	18	2.35%	8月5日	有	○	—	—		10月3日
	三重	753	771	18	2.39%	8月5日		▲	8月5日	▲		10月1日
	広島	750	769	19	2.53%	8月5日		○	8月5日	○	指	10月1日
	滋賀	746	764	18	2.41%	8月7日		▲	8月10日	▲		10月8日
	栃木	733	751	18	2.46%	8月5日		▲	8月5日	▲		10月1日
	茨城	729	747	18	2.47%	8月10日		○	8月10日	○		10月4日
	富山	728	746	18	2.47%	8月5日	有	○	—	—		10月1日
	長野	728	746	18	2.47%	8月5日		△☆	8月5日	△☆		10月1日
	C	北海道	748	764	16	2.14%	8月11日		○	8月12日	△☆	
岐阜		738	754	16	2.17%	8月5日		○	8月5日	○	指	10月1日
福岡		727	743	16	2.20%	8月6日	有	○	—	—		10月4日
奈良		724	740	16	2.21%	8月7日		○	—	☆		10月7日
群馬		721	737	16	2.22%	8月12日	有	○	—	—		10月8日
山梨		721	737	16	2.22%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日
石川		718	735	17	2.37%	8月4日	有	○	—	—	指	10月1日
岡山		719	735	16	2.23%	8月4日		○	8月6日	○		10月2日
福井		716	732	16	2.23%	8月5日	有	○	—	—	指	10月1日
新潟		715	731	16	2.24%	8月6日	有	○	—	—		10月3日
和歌山		715	731	16	2.24%	8月6日	有	○	—	—		10月2日
山口		715	731	16	2.24%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日
宮城		710	726	16	2.25%	8月7日	有	○	—	—		10月3日
香川		702	719	17	2.42%	8月4日	有	○	—	—		10月1日
D		福島	689	705	16	2.32%	8月7日		○	8月7日	○	
	山形	680	696	16	2.35%	8月17日		○	8月18日	○		10月16日
	島根	679	696	17	2.50%	8月10日	有	○	—	—		10月4日
	愛媛	680	696	16	2.35%	8月7日	有	○	—	—		10月3日
	青森	679	695	16	2.36%	8月21日		☆	8月24日	○		10月18日
	岩手	678	695	17	2.51%	8月19日		☆	8月19日	☆		10月16日
	秋田	679	695	16	2.36%	8月11日		●	8月11日	●		10月7日
	徳島	679	695	16	2.36%	8月10日		▲	8月10日	▲☆		10月4日
	佐賀	678	694	16	2.36%	8月10日		○	8月10日	○	指	10月4日
	長崎	677	694	17	2.51%	8月10日		☆	8月11日	☆		10月7日
	熊本	677	694	17	2.51%	8月21日	有	○	—	—		10月17日
	大分	677	694	17	2.51%	8月20日		☆	8月21日	☆		10月17日
	鹿児島	678	694	16	2.36%	8月12日		▲	8月12日	▲		10月8日
	鳥取	677	693	16	2.36%	8月10日		☆	8月10日	☆		10月4日
	高知	677	693	16	2.36%	8月19日		▲	8月24日	▲		10月18日
	宮崎	677	693	16	2.36%	8月19日	有	○	—	—		10月16日
	沖縄	677	693	16	2.36%	8月13日	有	○	—	—		10月9日
	加重平均	780	798	18	2.31%							

※ 決定状況表示 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ▲:労働者側反対 ☆:使用者側一部反対 △:労働者側一部反対
 ■:使用者側退席 ◆:労働者側退席 □:使用者側一部退席 ◇:労働者側一部退席

※ 加重平均は、厚生労働省発表による

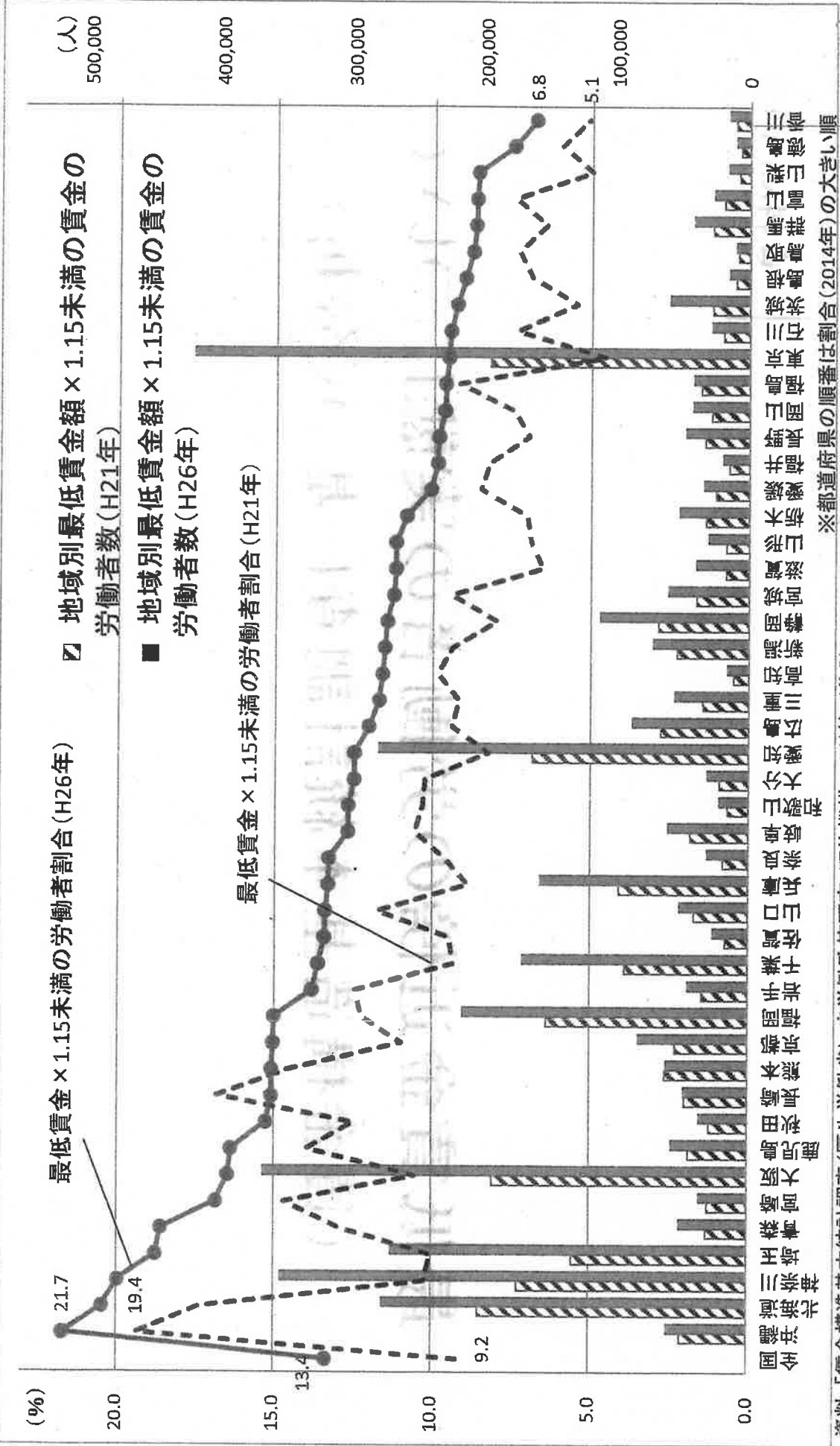
3. 県最低賃金と全国平均最低賃金の推移（時間額）

	福島県（A）	全国平均（B）	格差（B-A）	A/B×100
1993年	534円	583円	49円	91.59%
1994年	546円	597円	51円	91.45%
1995年	558円	611円	53円	91.32%
1996年	571円	623円	52円	91.65%
1997年	584円	637円	53円	91.67%
1998年	595円	649円	54円	91.67%
1999年	600円	654円	54円	91.74%
2000年	606円	659円	53円	91.95%
2001年	610円	663円	53円	92.00%
2002年	610円	663円	53円	92.00%
2003年	610円	664円	54円	91.86%
2004年	611円	665円	54円	91.87%
2005年	614円	668円	54円	91.92%
2006年	618円	673円	55円	91.83%
2007年	629円	687円	58円	91.56%
2008年	641円	703円	62円	91.18%
2009年	644円	713円	69円	91.32%
2010年	657円	730円	73円	90.00%
2011年	658円	737円	79円	89.28%
2012年	664円	749円	85円	88.65%
2013年	675円	764円	89円	88.35%
2014年	689円	780円	91円	88.33%
2015年	705円	798円	93円	88.35%

最低賃金近傍の労働者の実態について (賃金構造基本統計調査に基づく分析)

1 都道府県別の最低賃金近傍の労働者の分布状況について

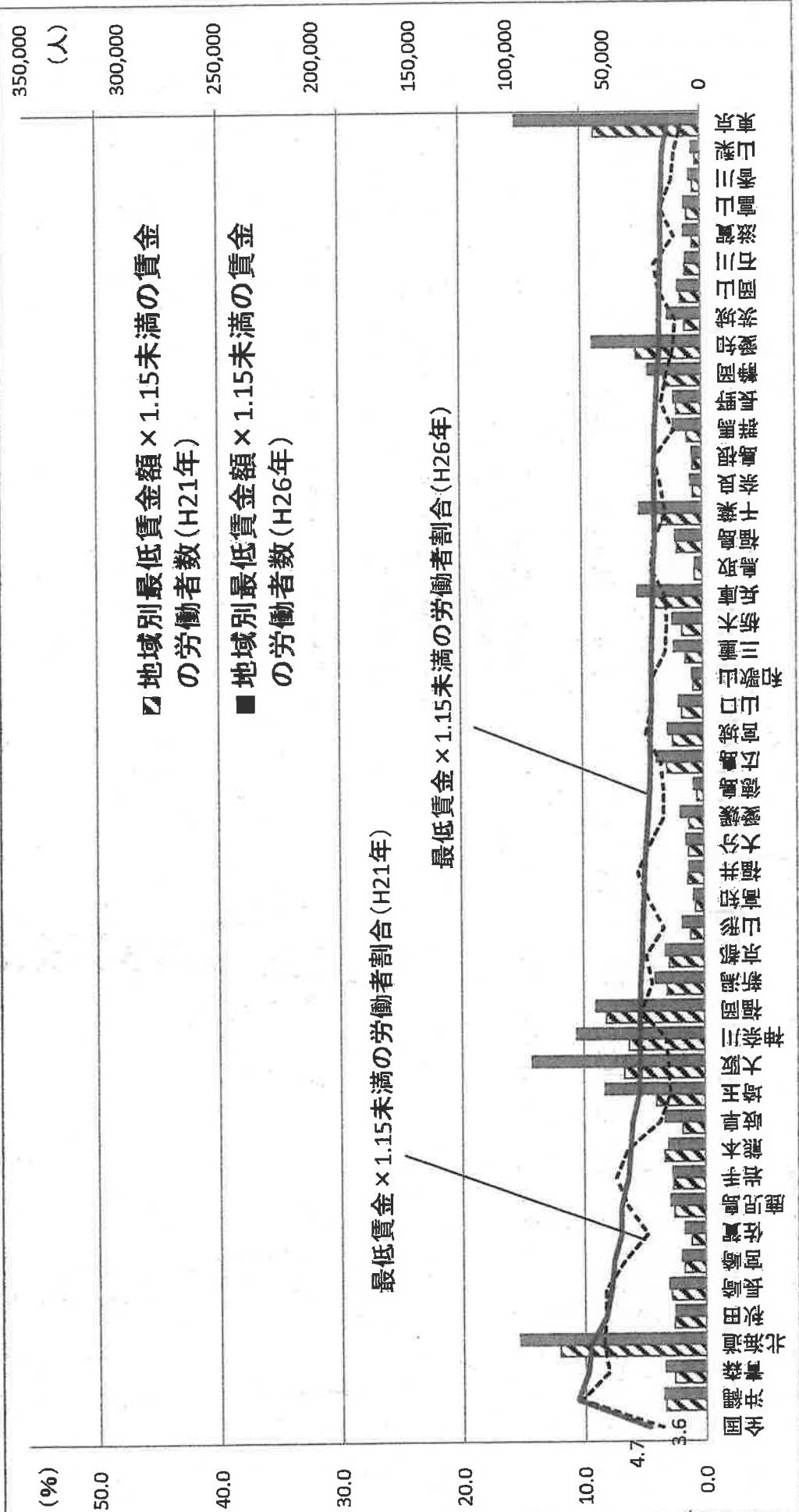
- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の労働者は全国で13.4% (平成26年)
- 平成21年の9.2%から増加



資料:「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」を労働政策研究・研修機構により特別集計

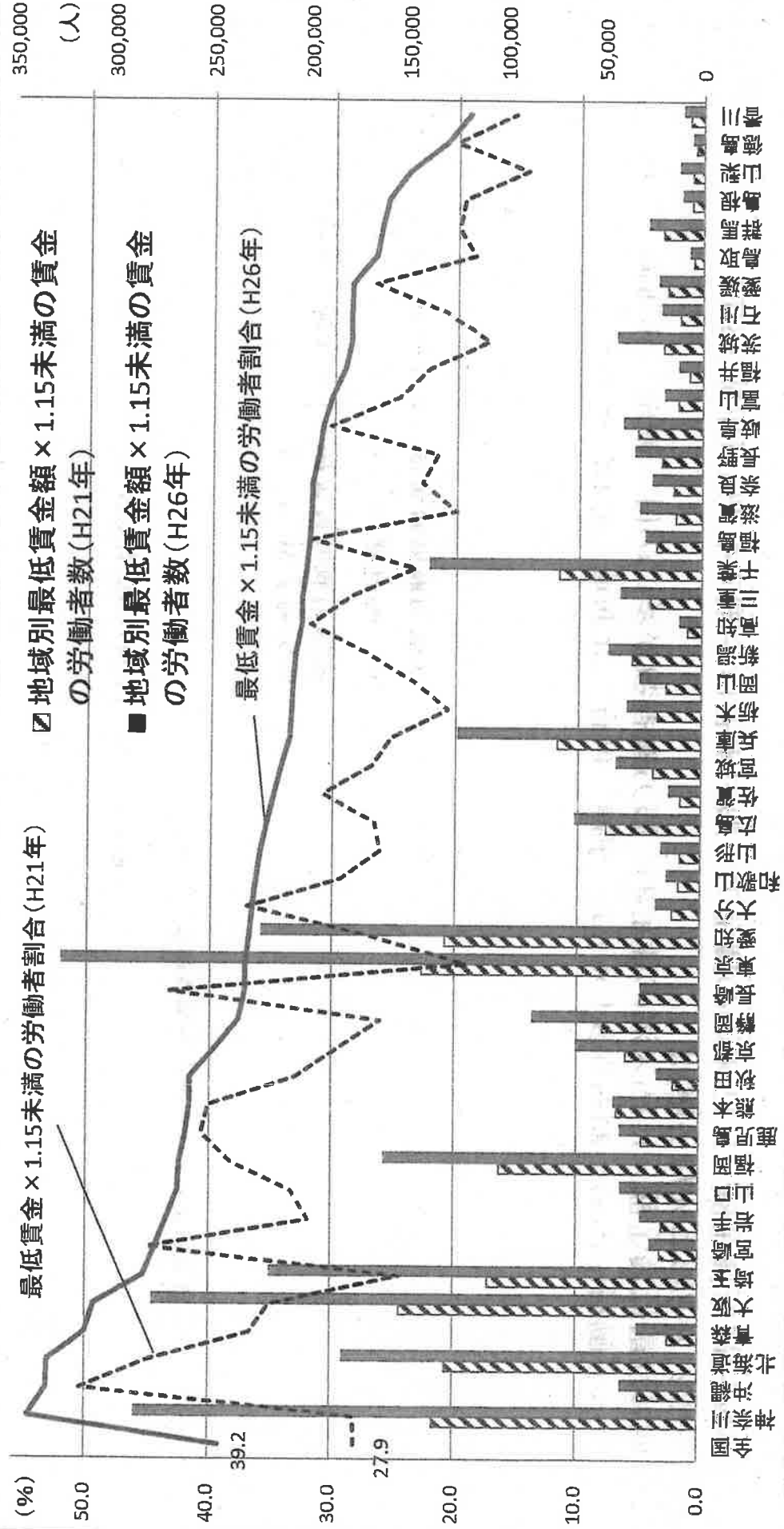
2 都道府県別の最低賃金近傍の一般労働者の分布状況について

- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の一般労働者は全国で4.7%（平成26年）
- 平成21年の3.6%から増加
- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の一般労働者数が多いのは、東京、北海道、大阪、神奈川
- 一般労働者に占める割合が多いのは、沖縄、青森、北海道、秋田、長崎



3 都道府県別の最低賃金近傍の短時間労働者の分布状況について

- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の短時間労働者は39.2%（平成26年）
- 平成21年の27.9%から増加
- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の短時間労働者数が多いのは、東京、神奈川、大阪、愛知
- 短時間労働者に占める割合が多いのは、神奈川、沖縄、北海道、青森、北海道、大阪

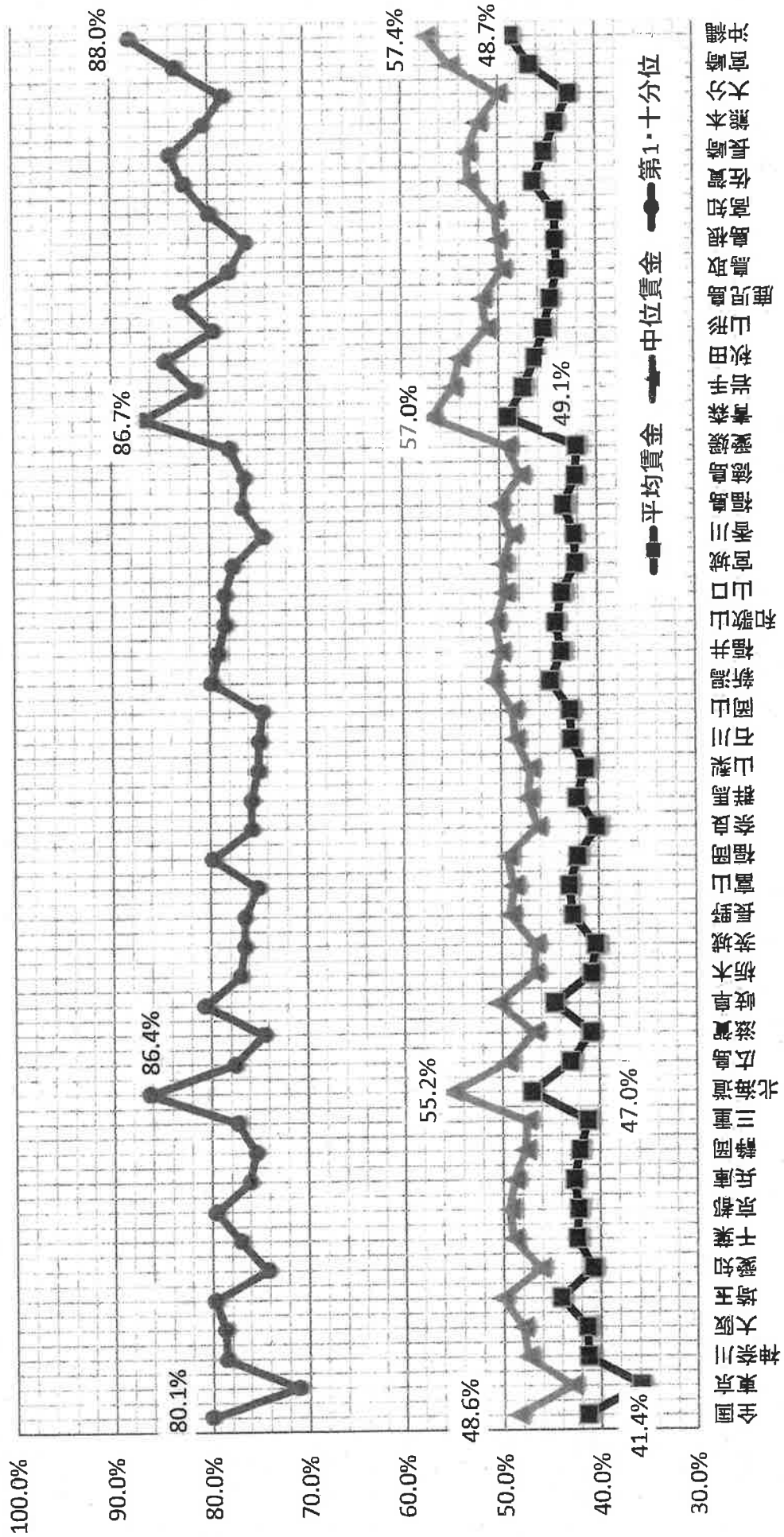


資料：「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」を労働政策研究・研修機構により特別集計

※都道府県の順番は割合(2014年)の大きい順

4 地域別最低賃金額の一般労働者の賃金に対する比率について

- 一般労働者の平均賃金、中位賃金、第1・十分位に対する地域別最低賃金額の比率をみると、平均賃金に対する比率は41.4%、中位賃金に対する比率は48.6%、第1・十分位に対する比率が80.1%が80.1%
- 都道府県別にみると、沖縄、青森、北海道などで比率が高く、東京、愛知、滋賀、茨城、奈良などで比率が低い。

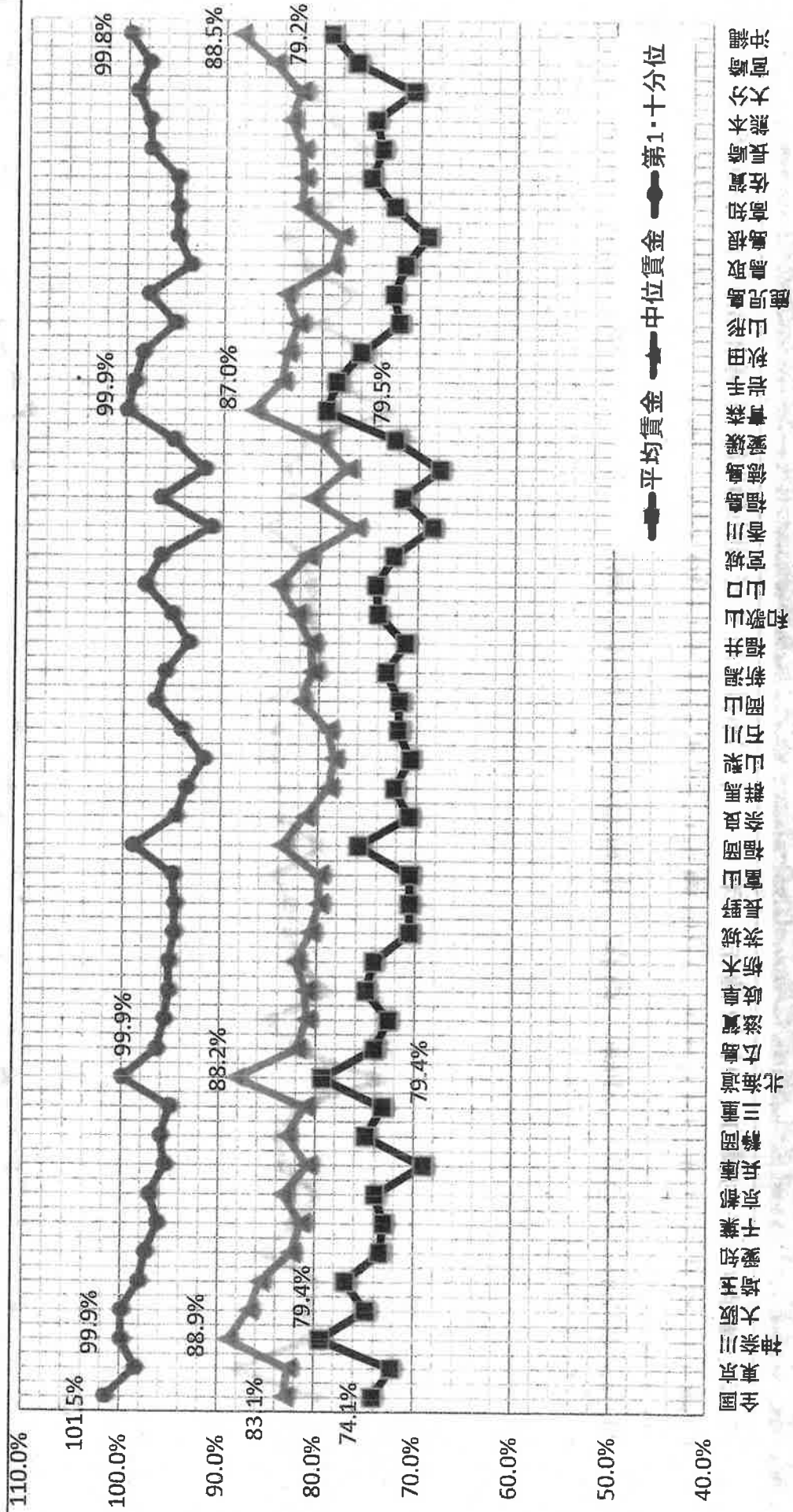


資料：「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)を労働政策研究・研修機構により特別集計

※都道府県の順番は最低賃金額の大きい順

5 地域別最低賃金額の短時間労働者の賃金に対する比率について

- 短時間労働者の平均賃金、中位賃金、第1・十分位に対する地域別最低賃金額の比率をみると、平均賃金に対する比率は74.1%、中位賃金に対する比率は83.1%、第1・十分位に対する比率が101.5%
- 都道府県別にみると、沖縄、青森、北海道、神奈川などで比率が高く、徳島、香川、兵庫などで比率が低い。

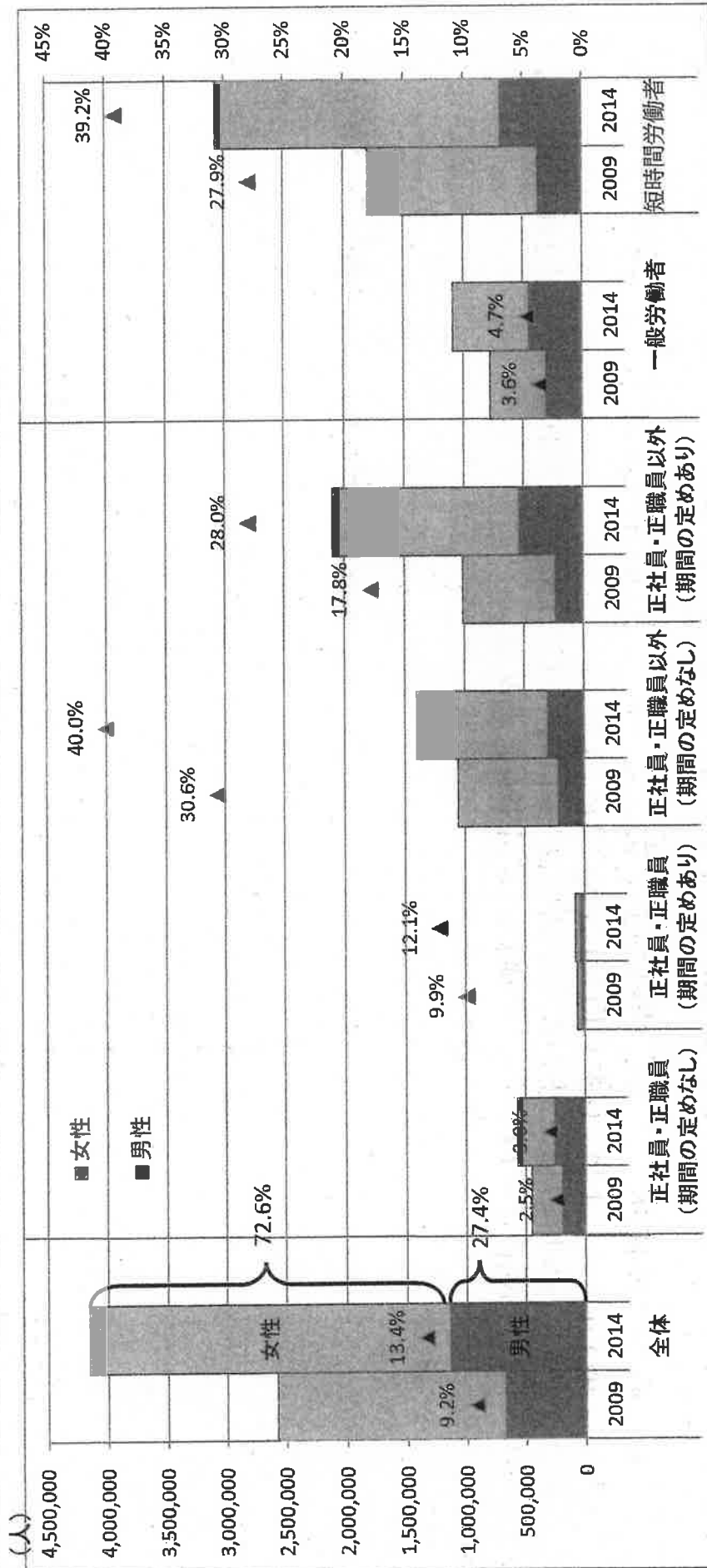


資料：「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」を労働政策研究・研修機構により特別集計

※都道府県の順番は最低賃金額の大きい順

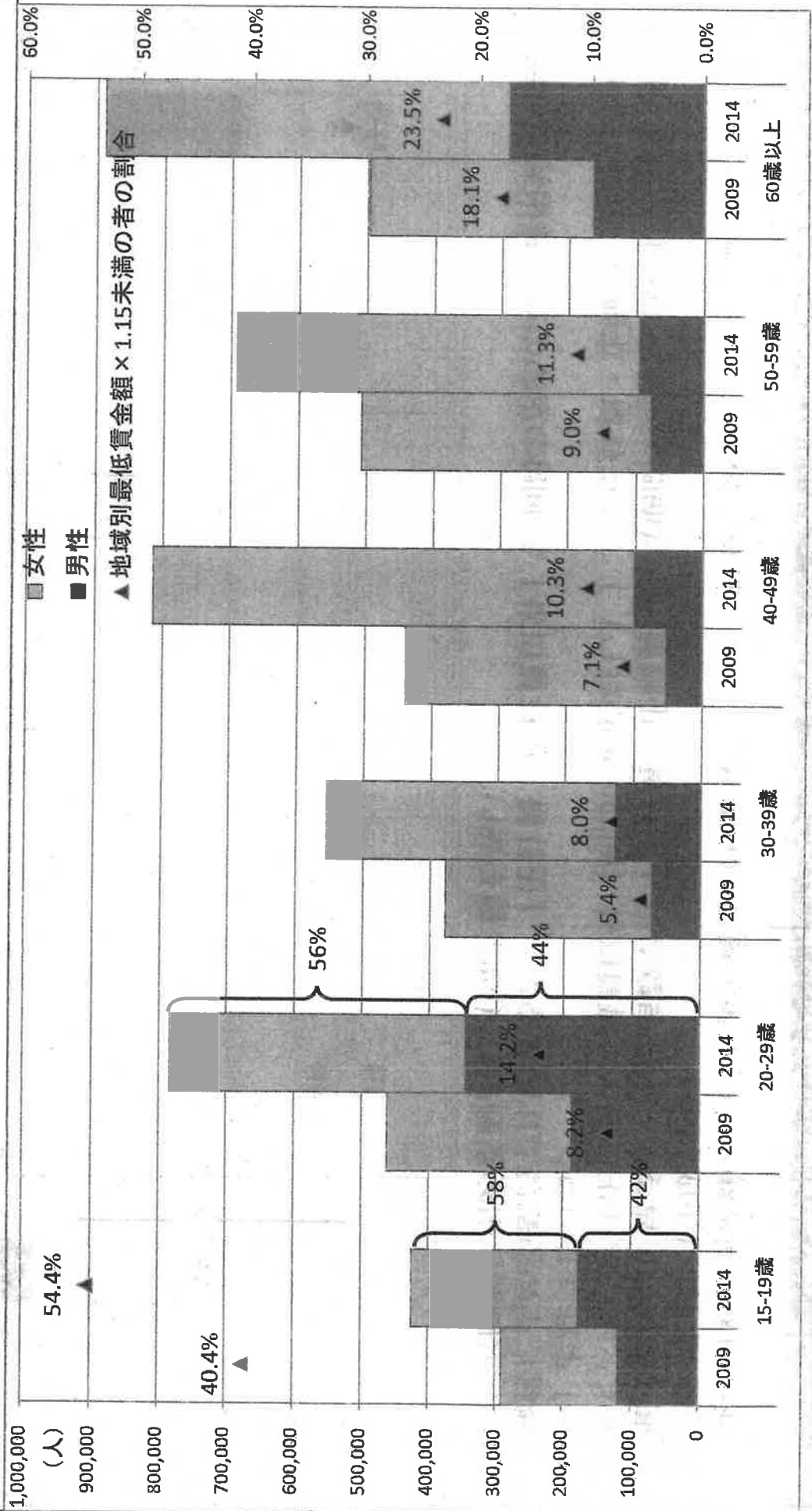
6 性別・雇用形態・就業形態別の最低賃金近傍の労働者の分布状況について

- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の労働者について、性別で見ると、女性が約72.6%、男性が約27.4%（平成26年）
- 雇用形態別に見ると、労働者数では「正社員・正職員以外（期間の定めあり）」の労働者が最も多く、ついで「正社員・正職員以外（期間の定めなし）」、「正社員・正職員（期間の定めなし）」となっている。
- 属性に占める割合で比較すると、「正社員・正社員以外」で期間の定めのない雇用契約（無期）の労働者に占める割合が40%と最も高い。



7 年齢階級別の最低賃金近傍の労働者の分布状況について

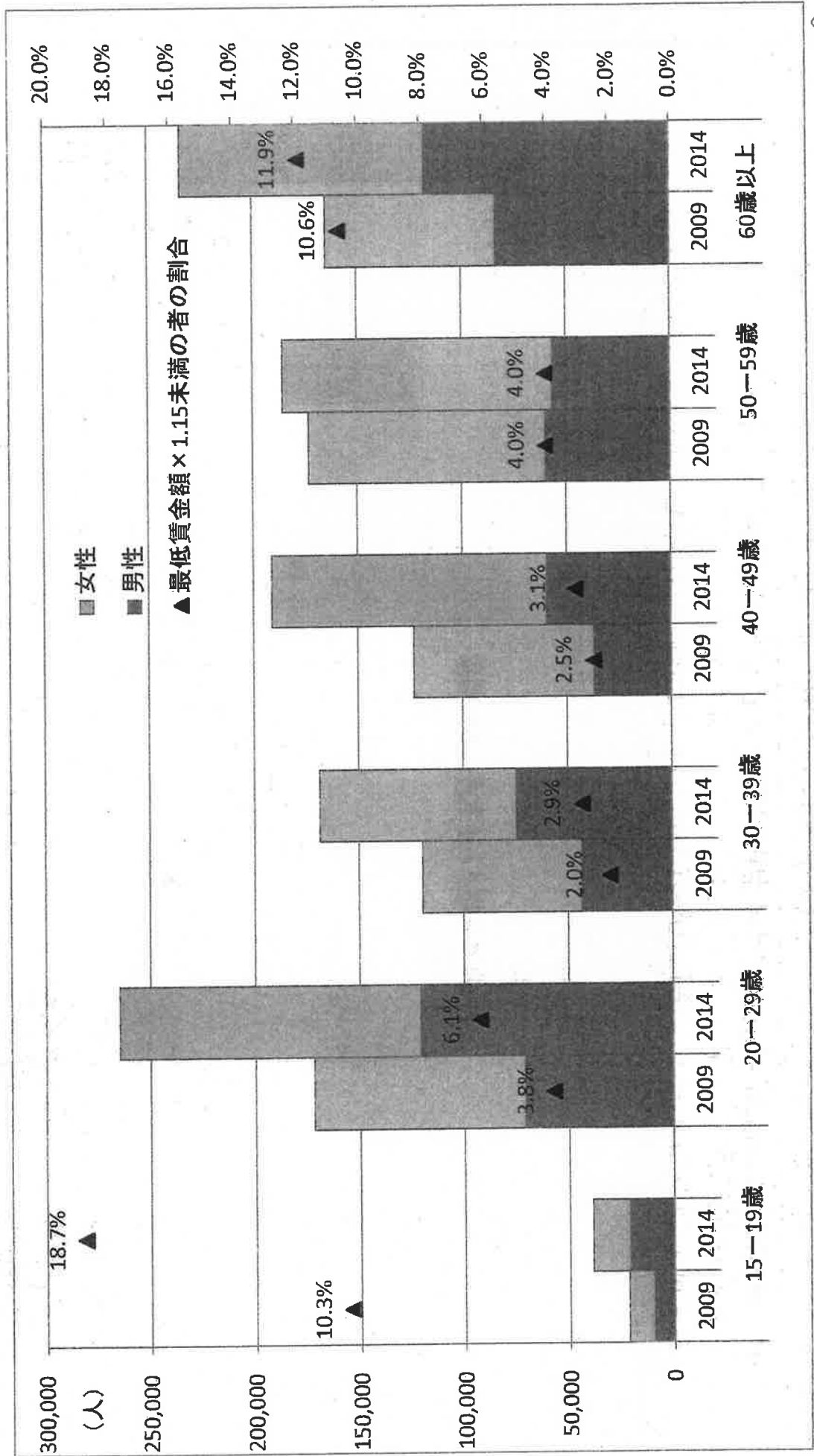
- それぞれの年齢階級に占める地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の労働者の割合では、15-19歳代が最も高く、平成26年では54.4%となっている。
- 男女別では、おおむね女性の占める割合が多いが、15-19歳代、20歳代では男性も多くなっており、15-19歳代の約42%、20歳代の約44%を占める。



資料:「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」「労働政策研究・研修機構により特別集計

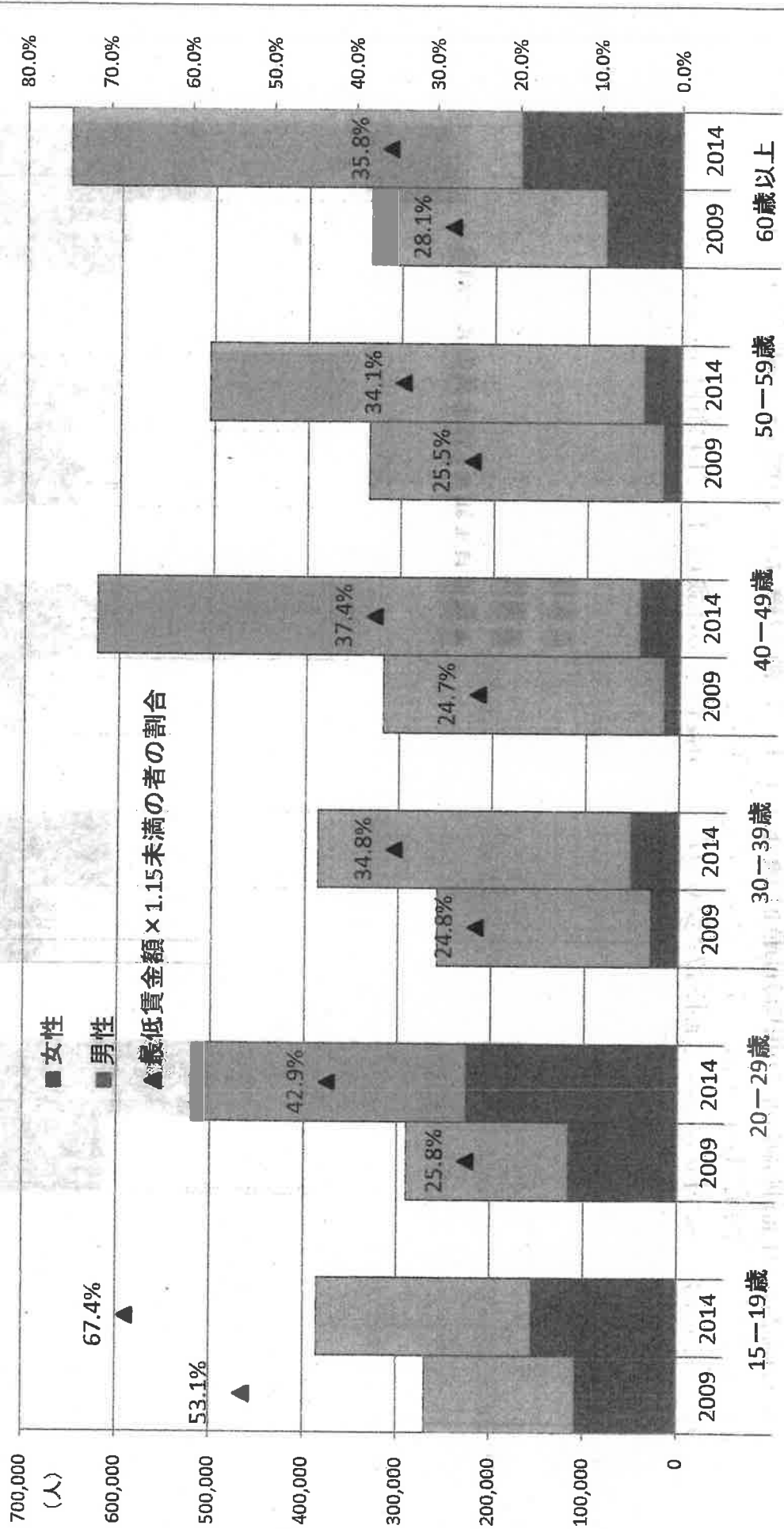
8 年齢階級別の最低賃金近傍の一般労働者の分布状況

- 一般労働者の年齢階級別の地域別最低賃金×1.15未満の賃金の労働者の割合は、15-19歳代が最も高く、平成26年では、18.7%となっている。
- 男女別では、女性の占める割合が多いが、20歳代や60歳以上では男性も多い。



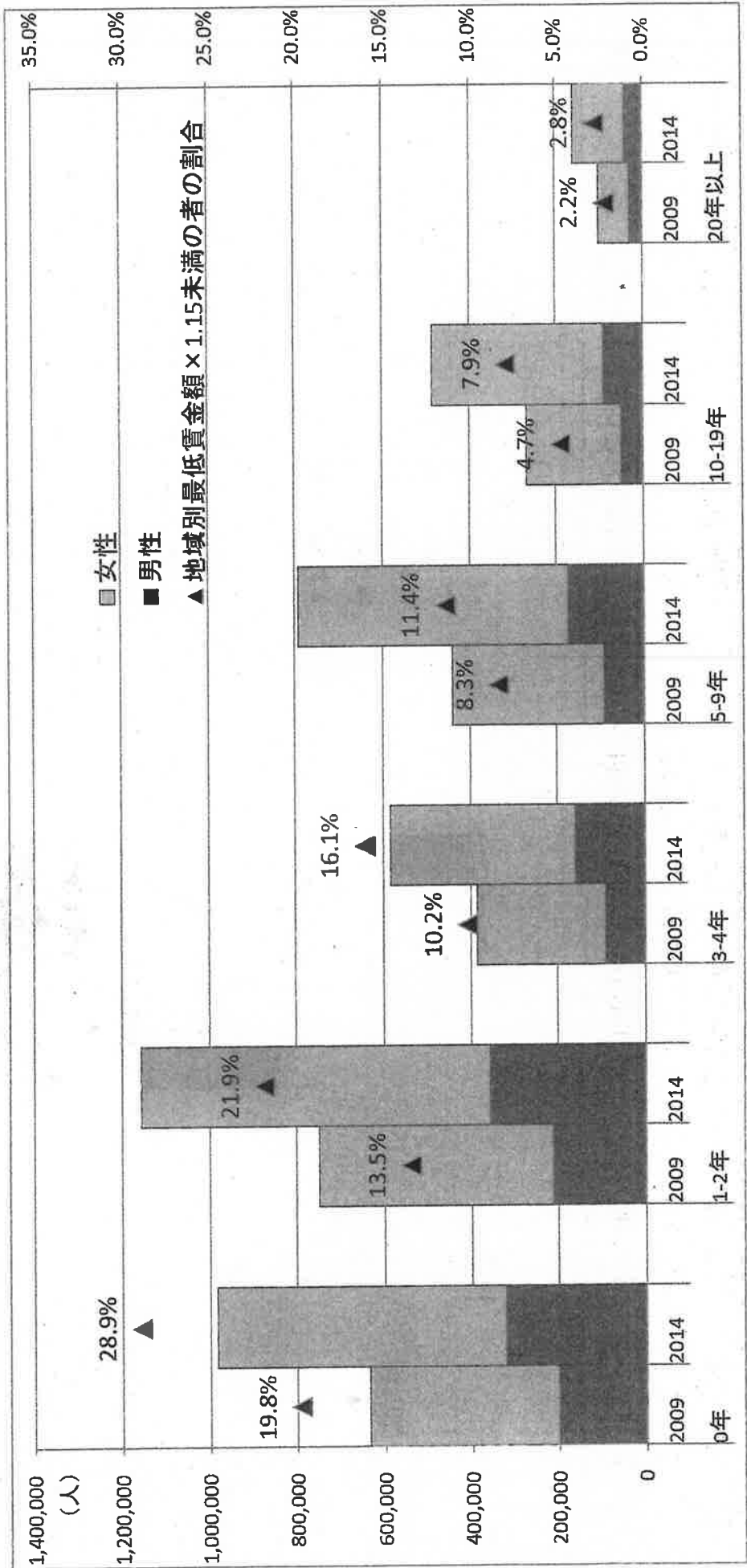
9 年齢階級別の最低賃金近傍の短時間労働者の分布状況

- 短時間労働者の年齢階級別の地域別最低賃金×1.15未満の賃金の労働者の割合は、15-19歳代が最も高く、平成26年では67.4%となっている。
- 男女別では女性の占める割合が多いが、15-19歳、20歳代、60歳以上では男性も多い。



10 勤続年数階級別の最低賃金近傍の労働者の分布状況について

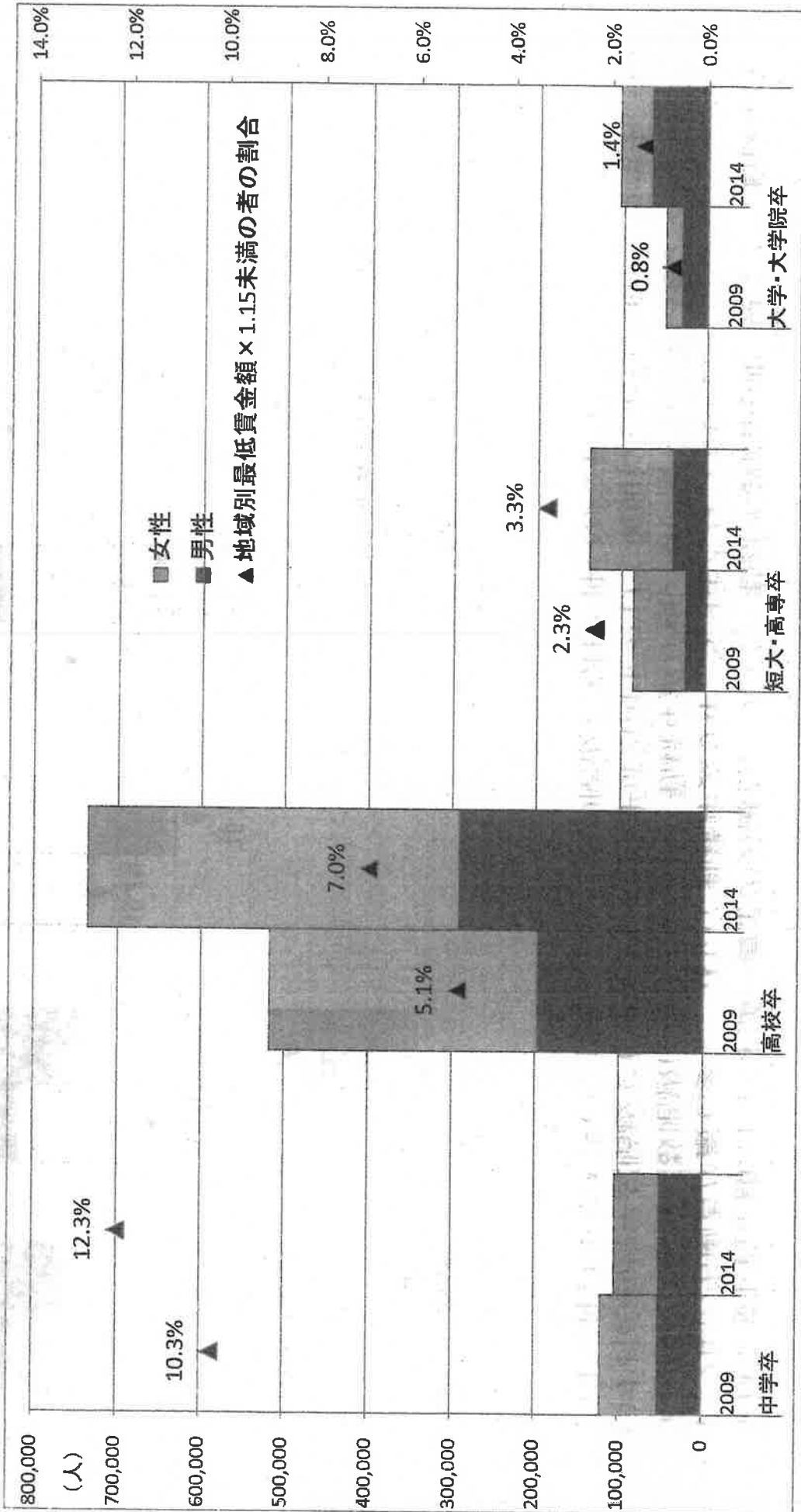
- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の労働者について、勤続年数階級別に見ると、勤続年数1-2年の労働者が最も多く、次いで勤続年数0年、5-9年となっている。
- それぞれの勤続年数階級に占める割合は、勤続年数が短い順に高くなっていく。
- いずれの勤続年数階級でも平成21年から平成26年にかけて増加しており、特に、5-9年、10-19年の伸び率が大きい。勤続5-9年までの階級で男性の伸びが女性より大きい。



資料:「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」を労働政策研究・研修機構により特別集計

11 学歴別の最低賃金近傍の労働者の分布状況について

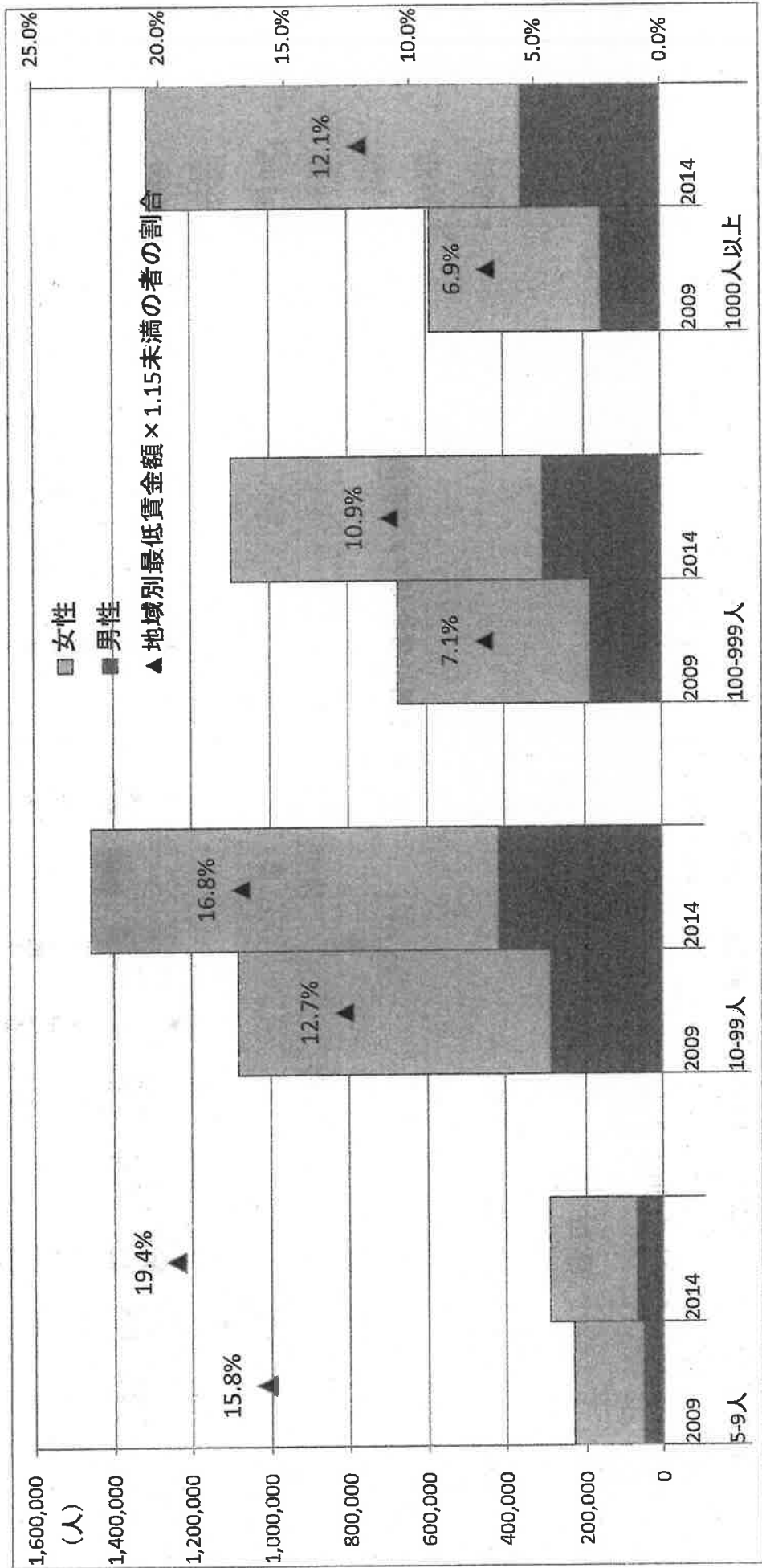
- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の労働者について、学歴別に見ると、高校卒の労働者が最も多いが、各学歴層に占める割合は中学卒が最も高い(12.3%)
- 平成21年との比較では学歴が高いほど人数の伸び率は大きくなっている。



資料:「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」を労働政策研究・研修機構により特別集計

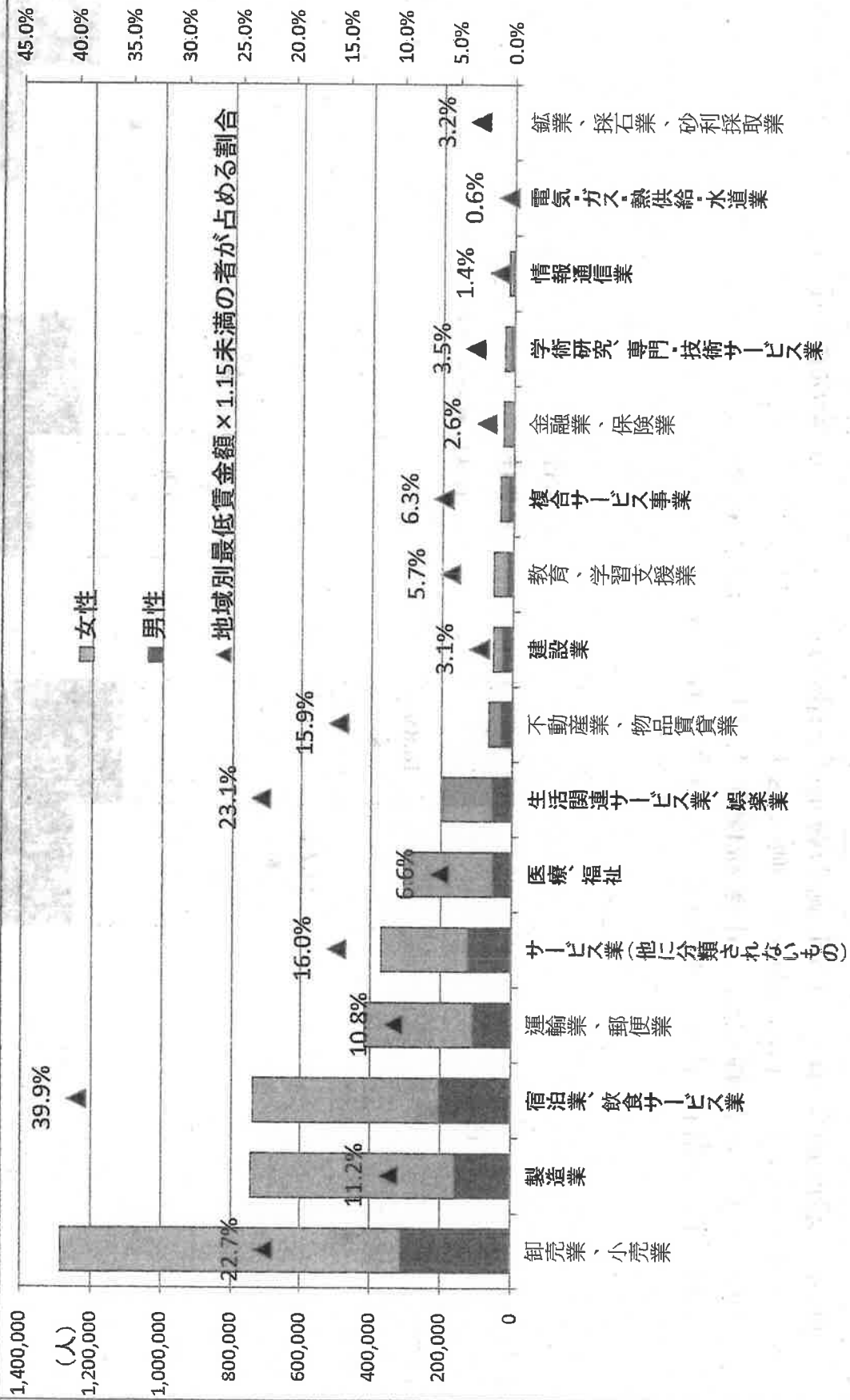
12 企業規模別の最低賃金近傍の労働者の分布状況について

- 地域別最低賃金×1.15未満の賃金の労働者について、企業規模別に見ると、企業規模10-99人、1000人以上、100-999人の順が多い。
- 平成21年との比較では、企業規模が大きいほど伸び率が大さい。
- それぞれの属性に占める割合は、5-9人、10-99人、100-999人、1000人以上



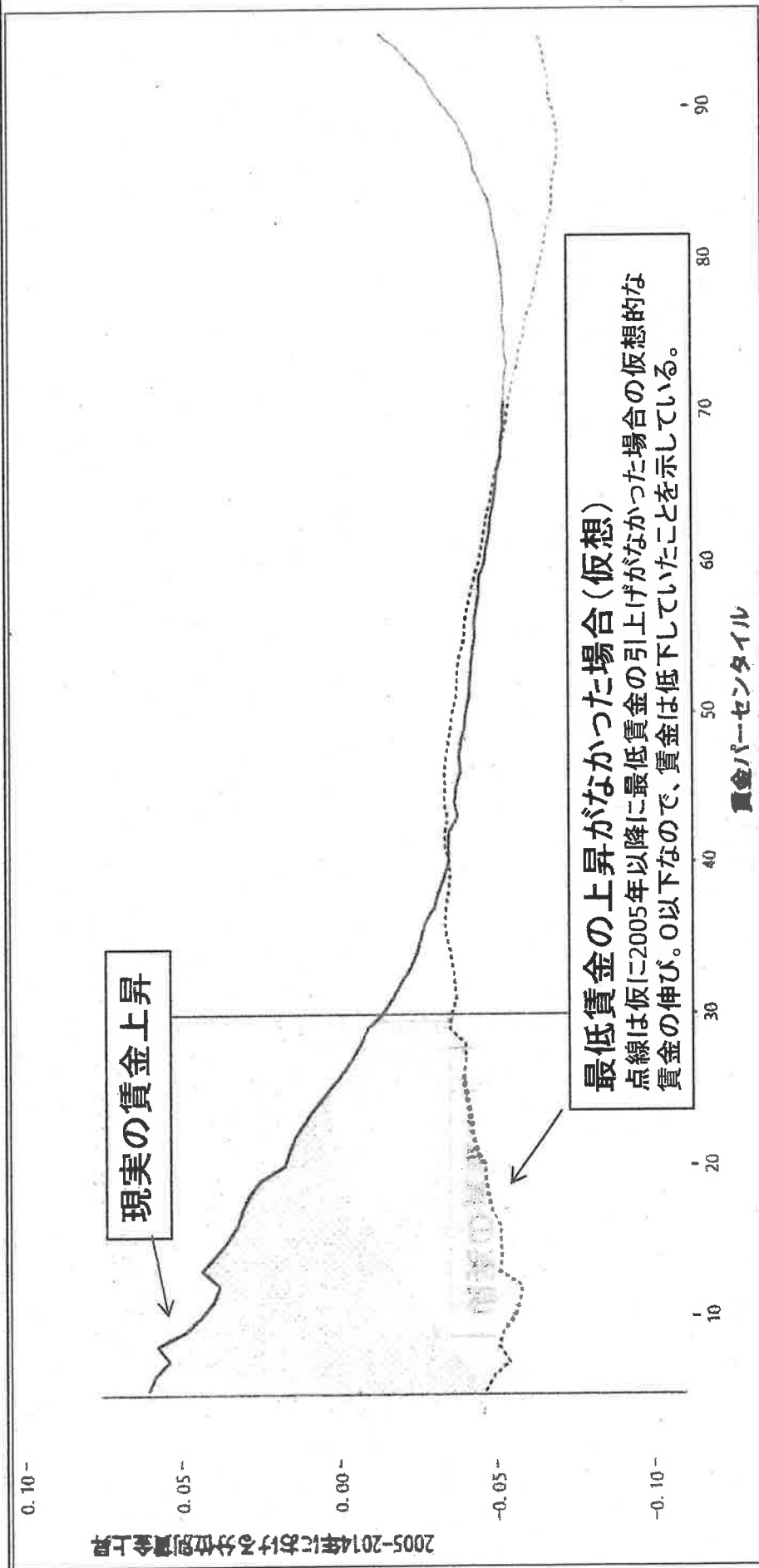
13 産業別の最低賃金近傍の労働者の分布状況について

○ 地域別最低賃金×1.15未満の賃金の労働者について、産業（大分類）別に見ると、卸売業、小売業、製造業、宿泊業、飲食サービス業、運輸業、郵便業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、金融業、保険業、複合サービス事業、教育、学習支援業、建設業、不動産業、物品賃貸業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）、運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業、製造業、卸売業、小売業の順が多い。



14 2000年代後半の最低賃金の引き上げが賃金の伸びに与えた影響

- 2005年-2013年までの最低賃金の上昇は、2014年の賃金分布の0~30パーセントイル値の賃金で働く労働者の賃金上昇に寄与
- 「2005年から最低賃金の改定がなかった場合の2014年賃金」と「現実の2014年賃金」との差額は1人当たり約10万円（年収） → 総額は少なく見積もっても、9,000億円超

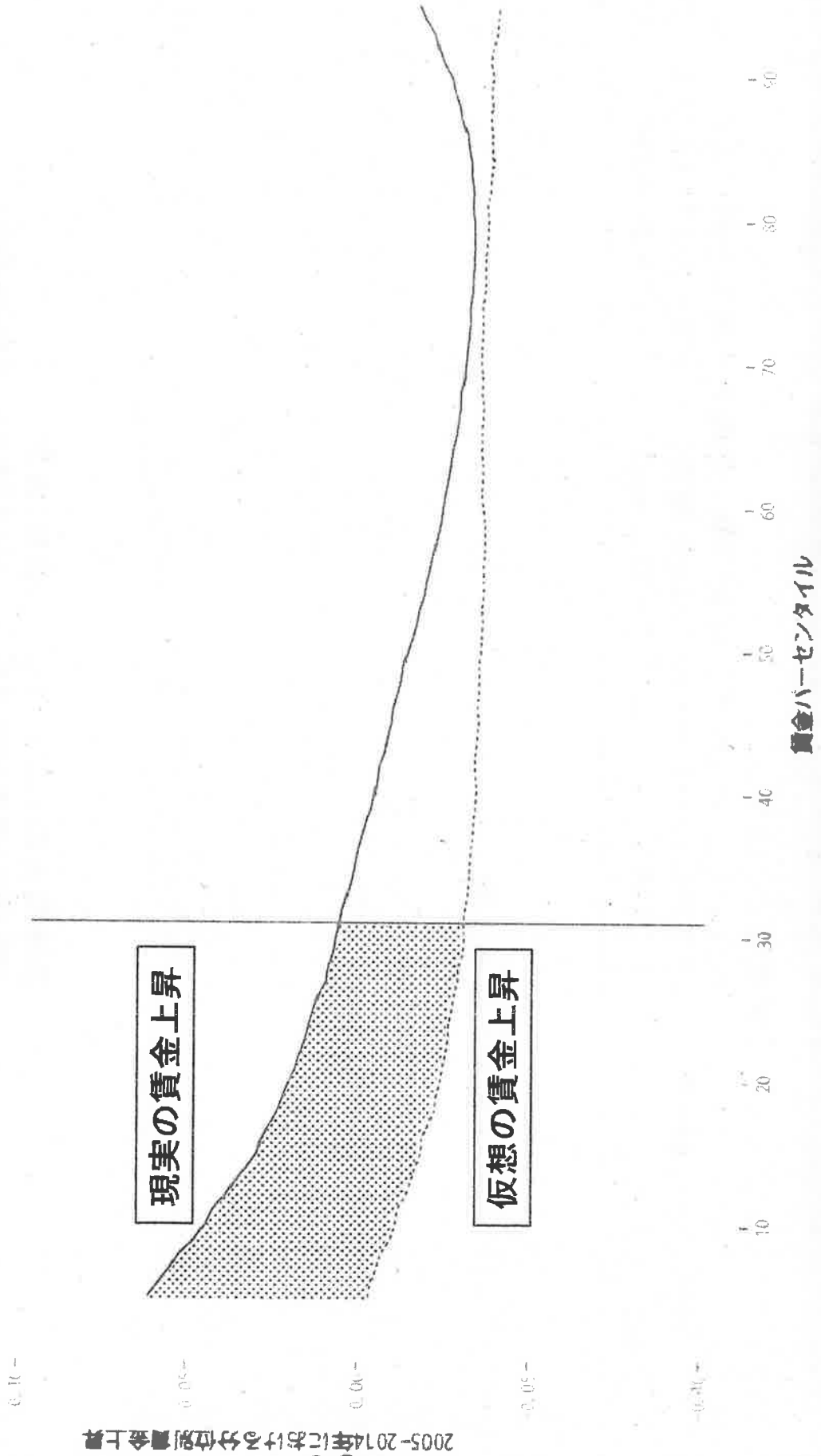


(参考) 分析手法の概要

- ・ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の2004~2014年の11年分の労働者データを用いた。
- ・ 調査年、都道府県、年齢階級、学歴及び産業の影響を一定としたとき、最低賃金の上昇が各パーセンタイル賃金の上昇に及ぼす影響を推定。
- 2005年から最低賃金が上昇しなかった場合の2014年の賃金分布を推計し、現実の2014年の賃金分布との差を算出した。

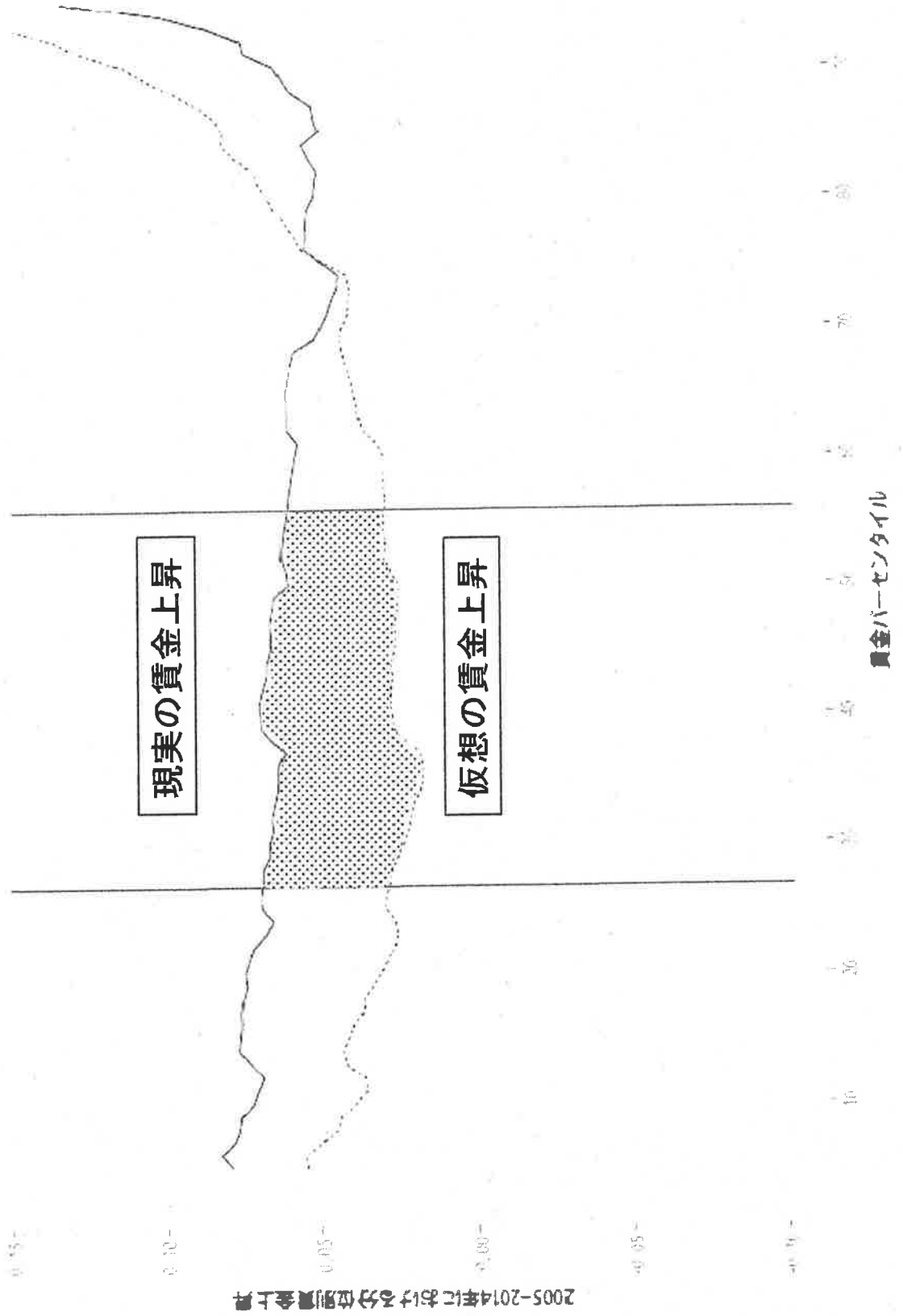
15 最低賃金の引上げが賃金の伸びに与えた影響（一般労働者）

○ 2005年-2013年にかけての最低賃金の引上げは、一般労働者の賃金分布の31パーセント以下賃金以下の2005年から2014年における賃金上昇に寄与



16 最低賃金の引上げが賃金の伸びに与えた影響（短時間労働者）

○2005年-2013年にかけての最低賃金の引上げは、短時間労働者の28～55パーセントの賃金上昇に寄与



請 願 書

2016年 2月15日

須賀川市議会
議長 広瀬 吉彦 殿

住 所 福島県須賀川市

氏 名 日本労働組合総連合会

福島県連合会須賀川地区連合会

議長 鈴木 重一

紹介議員

大河内 和彦

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の請願について

「奨学金」利用者は年々増加し、現在、大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用しています。その背景は、1つに、大学の授業料の値上げが繰り返され、我が国の学費は世界で最も高い水準になっています。2つに、経済の悪化や雇用制度の変化に伴い、非正規労働者が勤労者の4割となり、親の経済力の低下に伴い、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めるようになってい

ます。一方、卒業しても不安定雇用や低賃金により、返済に苦しむ若者が増加しており、延滞者は33万人に及んでいます。はじめから「安定した収入を得て返済する」という制度の前提が今では大きく崩れているといわざるを得ません。

OECD加盟国34ヶ国の内、半数近くの国は大学の授業料は無償で、32ヶ国に公的な奨学金制度があります。大学の授業料が有償で、国による給付型奨学金制度がないのは日本だけです。

持続可能な社会のために世代を超えて若者を社会全体で支援し、少子・高齢化、人口減少や地方の衰退に歯止めをかける上で極めて重要な課題となっています。

つきましては、下記の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に対し、意見書を提出していただけますようお願いいたします。

1. 速やかに大学等において、国として新たな制度運営を前提とした給付型奨学金制度導入と高等学校等含めて拡充を図ること。
2. 現在の貸与型奨学金制度の改善を図ること。
3. 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を図ること。



給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書（案）

「奨学金」利用者は年々増加し、現在、大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用している。その背景は、1つに、大学の授業料の値上げが繰り返され、我が国の学費は世界で最も高い水準になっている。2つに、経済の悪化や雇用制度の変化に伴い、非正規労働者が勤労者の4割となり、親の経済力の低下に伴い、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めるようになっている。

一方、卒業しても不安定雇用や低賃金により、返済に苦しむ若者が増加しており、延滞者は33万人に及んでいる。はじめから「安定した収入を得て返済する」という制度の前提がいまでは大きく崩れているといわざるを得ない。

OECD加盟国34ヶ国の内、半数近くの国は大学の授業料は無償で、32ヶ国に公的な奨学金制度があり、大学の授業料が有償で、国による給付型奨学金制度がないのは日本だけである。

持続可能な社会のために世代を超えて若者を社会全体で支援し、少子・高齢化、人口減少や地方の衰退に歯止めをかける上で極めて重要な課題となっている。

よって、須賀川市議会は、国に対して給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める次の事項について強く要望する。

1. 速やかに大学等において、国として新たな制度運営を前提とした給付型奨学金制度導入と高等学校等含めて拡充を図ること。
2. 現在の貸与型奨学金制度の改善を図ること。
3. 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を図ること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
財務大臣 あて
文部科学大臣
厚生労働大臣

2016年 月 日

須賀川市議会

議長 広瀬 吉彦

意見書提出先の氏名と住所

給付型奨学金制度導入について

提出先	氏名	住所	
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿	〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1	内閣府
衆議院議長	大島 理森 殿	〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1	
参議院議長	山崎 正昭 殿	〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1	
財務大臣	麻生 太郎 殿	〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1	財務省
文部科学大臣	馳 浩 殿	〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2	文部科学省
厚生労働大臣	塩崎 恭久 殿	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2	厚生労働省

若者の学びと成長を社会全体で支えよう!

変えよう!

奨学金

若者を苦しめる

奨学金問題の解決を!

署名活動
実施中



給付型奨学金制度の導入と
無理のない返済制度を!

増加する奨学金利用者



なぜみんな
奨学金を利用
するの？ 60代 55%

かつて2割程度だった奨学金利用者は年々増加し、今や約177万人。大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用しています。

高騰を続ける大学の授業料

1970年代半ば以降、「受益者負担論」に基づく教育政策によって公費支出が抑えられた結果、大学の授業料の値上げが繰り返され、わが国の学費は世界で最も高い水準となりました。同時に大学生を持つ親の負担も大きく膨らみ続けています。

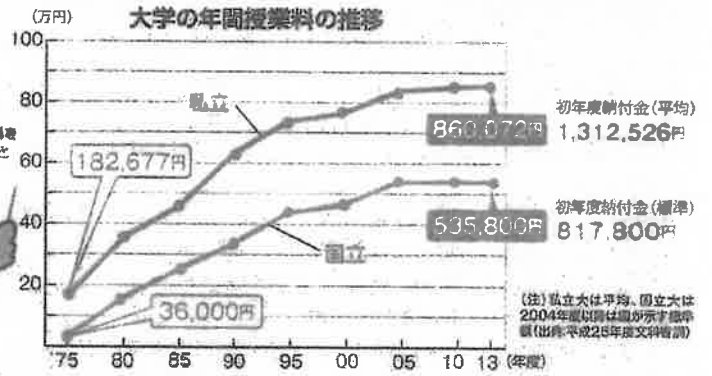
家庭の収入は減少

学費が高くて何とかがやってこれたのは、「教育費がかかる頃には賃金上がる」という日本型雇用システムが機能していたからです。しかし経済の悪化や雇用制度の変化により、家計収入は減少の一途をたどっています。親の経済力の低下に伴い、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めるようになったのです。

授業料、高すぎ！
時勢急変は私立大学の授業料を私大高みに引き上げよと主張しています

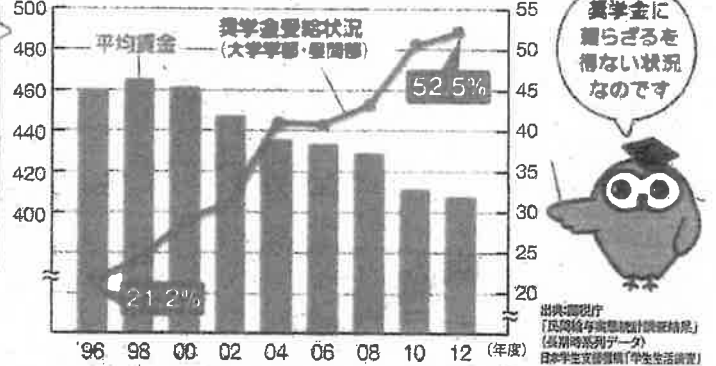


大学の年間授業料の推移



学費高騰と親の収入低下で奨学金利用者が増えています。
大学生の平均貸与総額は295万円(2012年文科省資料より)

民間平均賃金と奨学金受給率



貸与なのに「奨学金」?



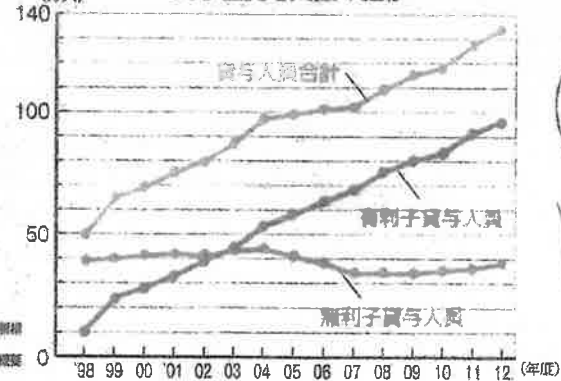
子どもに「借金」を
背負わせていいの
がしら 50代 55%

わが国の奨学金の約9割が貸与型で、その多くが利息の付く「奨学金」という名のローンになっています。

拡大する「有利子奨学金」

かつて日本育英会(現日本学生支援機構)の奨学金は無利子でした。それが政府の教育政策の転換により、1984年に有利子枠が作られ、その後、有利子枠が拡大し続けました。今や奨学金を利用する大学生の2/3が有利子枠となっています。無利子枠が少ないため、基準を満たしても無利子の貸与を受けられない学生が大勢います。

奨学金貸与人数の推移



出典:文部科学省(現)日本学生支援機構(JASSO)奨学金貸与調査の概況

希望者は増えているのに無利子枠は狭ばい



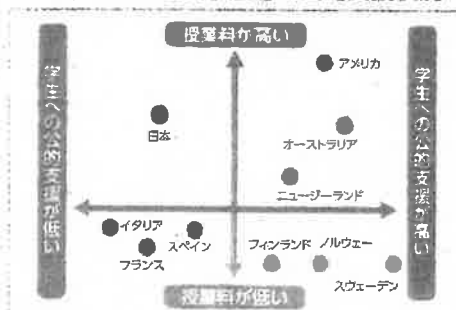
世界の主流は給付型

OECD加盟34ヶ国のうち、半数近くの国は大学の授業料が無償で、32ヶ国に公的な給付型の奨学金制度があります。大学の授業料が有償で、国による給付型奨学金制度がないのは日本だけです。

日本の授業料は高くても
支援が整備されてない...
厳しい...



大学授業料と奨学金等の公的支援状況



日本の奨学金の約9割が貸与型です。



出典:OECDインディケターをもとに作成

激減した高卒求人数

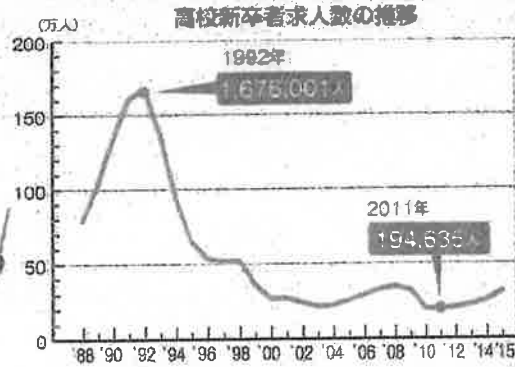


高卒で就職って
できますか？

10代 高校生

進学について、「経済的に大変なら無理せずに高卒で働けばいい」という意見が聞かれます。しかし1992年に167.6万人だった高校新卒者求人は2011年には僅か19.5万人弱に減少。その後やや持ち直しているものの、高卒での就職が厳しく制約される中で、望むと望まざるとにかかわらず、半ば進学を強いられているのが若者の現状です。高卒でも安定して働ける環境をつくることなしに、「高卒で働けばいい」といっても問題は解決しません。

大半が
非正規か
無職に



出典: 厚生労働省
高校・中学校新卒者の就職内定状況等

2011年の求人は19.5万人。1992年のわずか12%弱!!

返したくても返せない



卒業しても収入が不安定...
こんな状態で、将来、結婚や
子育てができるのかしら？

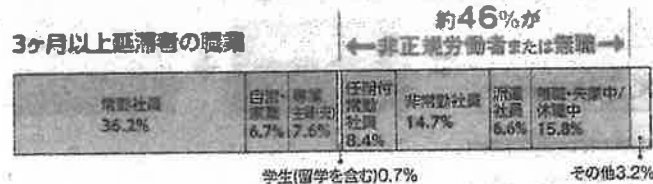
20代 奨学金返還者

卒業しても十分な収入が得られず、返済に苦しむ若者が増え、延滞者は33万人に及んでいます。

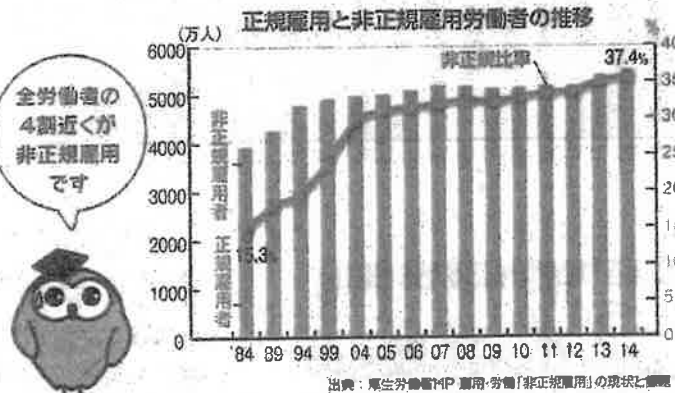
延滞者の約8割が年収300万円以下
3ヵ月以上の延滞者は46%が非正規雇用もしくは無職、80%以上が年収300万円以下です。就業状況の変化により、派遣社員やアルバイトなどの非正規雇用につく大卒者も増加し、「安定した収入を得て返済する」という前提環境は大きく崩れています。無延滞者も57%は年収300万円以下であり、無理を重ねて返済しているのが実情です。

一生、返済に追われることも?!

延滞者には延滞金(年5%)が課されます。延滞後は返還金が、まず延滞金に当てられるので、元金はいつまでたっても減らず、一生、奨学金返済に追われることにもなりかねません。また、奨学金返済が結婚の妨げとなったり、利用者同士が結婚した場合には2人分の返還を負うことになり、出産や子育てなどへの影響が懸念されます。



厳しい
延滞者の
状況



奨学金予算の抑制や独立行政法人化(独立採算制)の施策によって、公的な奨学金にはそぐわない事態が生じています。

返済できずに延滞が発生すると...

- 延滞 3ヵ月 **個人信用情報機関に登録**
カード使用が不可になることも。
- 延滞 4ヵ月 **債権回収会社へ業務委託**
民間の債権回収業者が回収業務を行います。
- 延滞 9ヵ月 **法的措置**
裁判所に支払督促申立てが行われます。

延滞後の返還金の充当順位

1. 延滞金 年利5%
2. 利子 年利3%を上限
3. 元金

延滞した場合、延滞金(年利5%)が発生します。返還金は、まず延滞金に当てられ、次に利子、元金の順に充当されるので、返済しても元金がなかなか減らない仕組みなのです。

これでも「奨学金」なの？



あなたなら返せますか？

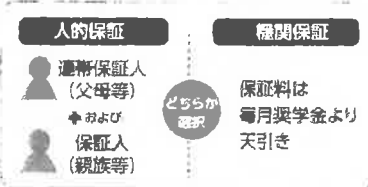


〈貸与月額と返還例(日本学生支援機構の場合)〉 出典:「日本学生支援機構 奨学金ガイド2015」より
有利子奨学金/大学学部・貸与期間48ヵ月の場合(平成27年度入学者)

貸与月額円	貸与総額円	固定金利(年0.82%)の場合		年利貸3.0%(上限金利の場合)		回数(回)
		総額円	月額額円	総額円	月額額円	
30,000	1,440,000	1,524,324	9,771	1,761,917	11,293	156(13)
50,000	2,400,000	2,561,012	14,227	3,018,568	16,769	180(15)
80,000	3,840,000	4,180,118	17,417	5,167,586	21,531	240(20)
100,000	4,800,000	5,225,183	21,771	6,459,510	26,914	240(20)
120,000	5,760,000	6,270,251	26,125	7,751,445	32,297	240(20)

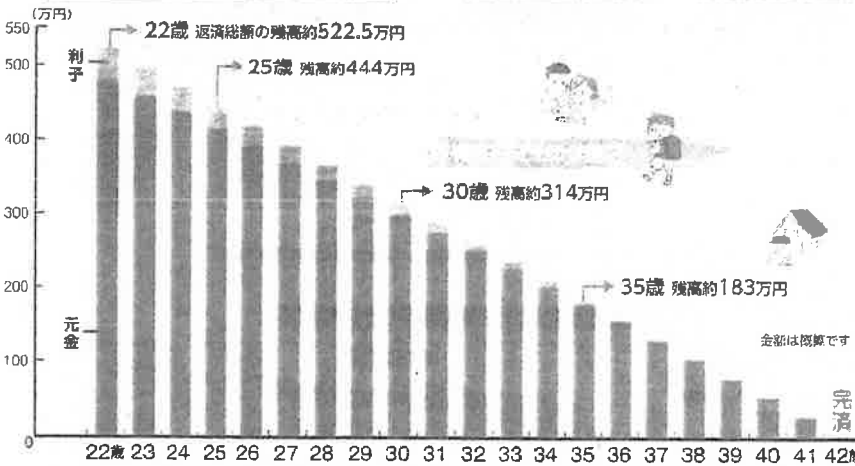
〈保証制度について〉

奨学金を借りるには連帯保証人(父母等)と保証人(親族等)を選任するか、毎月一定の保証料を支払い保証機関を利用するかのどちらかが必要です。前者を選任した場合、仮に本人が自己破産しても連帯保証人・保証人の返済義務は免れないので極めて高いリスクを負うことになります。



たとえば 月10万円を4年間(固定金利0.82%)で借りた場合

返済総額 約522.5万円
毎月21,771円 × 20年(240回) = 貸与額(元金) 480万円 + 利息 約42.5万円



表紙イラスト・漫画/福岡達弥(愛媛県労福協)

変えよう! 奨学金

若者たちが、学ぶために多額の借金を背負って社会に出ていく今の状況が続けば、この社会は成り立たなくなります。
みんなで声をあげ、奨学金制度を変えていきましょう!

1. 貸与から給付へ ~ 本来の奨学金に ~
大学等において国の給付型奨学金制度を導入し、高校を含めて拡充しよう!
2. 貸与型奨学金の改善
◆ 利息・延滞金のない、無利子の奨学金を!
(せめて返還金は元金から充当して!)
- ◆ 所得に応じた無理のない返済制度をつくろう!
3. 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を!

署名活動
実施中

TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

2016年2月15日

須賀川市議会議長
広瀬 吉彦 殿

請願団体 須賀川地方農民連
代表者 丹治 実
住 所 岩瀬郡鏡石町



紹介議員 丸本 由美子



〔請願趣旨〕

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、「大筋合意」後もその全容を示さないまま「TPP対策費」を含む補正予算を通し、約2900頁とされる協定及び付属書の公表も2月2日となるなどきちんと精査する時間を与えないで国会に批准を求めようとしています。国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続きはふさわしくありません。

一方TPP協定は、少なくともGDPで85%以上6ヶ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今行われている米国大統領選挙の候補者の内、TPP「大筋合意」支持は少数派であり、米国の批准は早くても11月の大統領・議員選挙後と見られています。米国の状況とは無関係に、今国会中に成立を目指すのはあまりにも拙速すぎます。

協定の内容も問題です。米麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品5品目全てで大幅な譲歩をおこない、くわえて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃を合意しています。さらには政府が「守った」としている重要5品目の「例外」も、7年後に米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている「合意」は、通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ちゆきません。

また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定さえあります。TPPと並行して行われてきた日米二国間協議では、アメリカからの規制緩和と要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るといって、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

〔請願項目〕

1. 国会決議に違反するTPP協定の批准は行わないこと。



TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書（案）

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、「大筋合意」後もその全容を示さないまま「TPP対策費」を含む補正予算を通し、約2900ページとされる協定及び付属書の公表も2月2日となるなどきちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしています。国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続きはふさわしくありません。

一方TPP協定は、少なくともGDPで85%以上6ヶ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今行われている米国大統領選挙の候補者の内、TPP「大筋合意」支持は少数派であり、米国の批准は早くても11月の大統領・議員選挙後と見られています。米国の状況とは無関係に、今国会中に成立を目指すのはあまりにも拙速すぎます。

協定の内容も問題です。米麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品5品目全てで大幅な譲歩をおこない、くわえて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃を合意しています。さらには政府が「守った」としている重要5品目の「例外」も、7年後に米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている「合意」は、通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ちゆきません。

また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定さえあります。TPPと並行して行われてきた日米二国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るという、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいます。

よって、このような問題が多い、国会決議に違反するTPP協定の批准は行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年〇月〇日

〇〇〇議会議長 〇〇〇〇

衆議院議長殿

参議院議長殿

2016年2月17日

須賀川市議会議長 広瀬吉彦 様

請願団体

新日本婦人の会須賀川支部

支部長 片野ミチ子

住所 〒962-~~8888~~

須賀川市~~須賀川~~

TEL・FAX ~~962-8888~~



紹介議員

丸本由美子

安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の 廃止を求める意見書の提出について

【請願趣旨】

昨年9月19日に成立した、憲法違反の「安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）」のもとで、戦後初めて自衛隊が外国人を殺し、戦死者を出す現実的な危険が高まっています。

一つは、アフリカの南スーダンで国連PKO活動（平和維持活動）に参加している自衛隊の任務を拡大し、武力行使ができるようにしていることです。

南スーダンは、政府軍と反政府勢力が住民を巻き込んで戦争する激しい内戦状態にあり、国連報告書も「安全な場所はきわめてわずか」「情け容赦ない戦闘が続いている」と書いています。ここで活動する国連PKO部隊は、内戦の当事者となっています。自衛隊は、現在は道路建設などを行っていますが、安全保障関連法を適用して活動を拡大すれば事態は一変し、政府軍とも戦うこととなります。ひとたび自衛隊が、少年兵や住民を撃ってしまったら取り返しがつきません。

もう一つは、過激組織ISに対する米軍などの軍事作戦に、自衛隊が参加することになる危険です。安全保障関連法の成立によって、この軍事行動に参加できるようになったことは、安倍首相も認めています。首相は「アメリカから支援要請があっても政策判断として断る」と述べましたが、その理由は答えられませんでした。日本はこれまでアメリカの戦争にノーと言ったことがありません。日本がアメリカの言うままに軍事支援に乗り出し、テロと戦争の悪循環に加担すれば、日本国民がテロの危険にさらされる恐れが濃厚になります。空爆など軍事作戦の強化は、テロと戦争の悪循環をもたらすだけで、戦争でテロはなくなりません。市民の命と暮らしを守るために、市民の代弁者として声を上げてくださることを市民は強く望んでいます。

以上のことから、貴議会として関係する国の機関に対し、平和と国民の命を脅かす安全保障関連2法の廃止を求める意見書を提出してくださるよう請願します。

【請願項目】

1 安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を国に求めること。



安全保障関連 2 法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の 廃止を求める意見書（案）

昨年 9 月 19 日に成立した、憲法違反の「安全保障関連 2 法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）」のもとで、戦後初めて自衛隊が外国人を殺し、戦死者を出す現実的な危険が高まっている。

一つは、アフリカの南スーダンで国連 PKO 活動（平和維持活動）に参加している自衛隊の任務を拡大し、武力行使ができるようにしていることである。

南スーダンは、政府軍と反政府勢力が住民を巻き込んで戦争する激しい内戦状態にあり、国連報告書も「安全な場所はきわめてわずか」「情け容赦ない戦闘が続いている」と書いている。ここで活動する国連 PKO 部隊は、内戦の当事者となっている。自衛隊は、現在は道路建設などを行っているが、安全保障関連法を適用して活動を拡大すれば事態は一変し、政府軍とも戦うことになる。ひとたび自衛隊が、少年兵や住民を撃ってしまったら取り返しがつかない。

もう一つは、過激組織 IS に対する米軍などの軍事作戦に、自衛隊が参加することになる危険である。安全保障関連法の成立によって、この軍事行動に参加できるようになったことは、安倍首相も認めている。首相は「アメリカから支援要請があっても政策判断として断る」と述べたが、その理由は答えられなかった。日本はこれまでアメリカの戦争にノーと言ったことがない。日本がアメリカの言うままに軍事支援に乗り出し、テロと戦争の悪循環に加担すれば、日本国民がテロの危険にさらされる恐れが濃厚になる。空爆など軍事作戦の強化は、テロと戦争の悪循環をもたらすだけで、戦争でテロはなくなる。

以上のことから、当議会は次のことを強く要請する。

- 1 安全保障関連 2 法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）は廃止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2016 年 月 日

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
防衛大臣	中谷 元	様
外務大臣	岸田文雄	様